

知っておきたい 預金保護のしくみ

できること」という3条件を備えた預金で、当座預金や利息の付かない普通預金が該当します。

関東財務局前橋財務事務所
☎027(221)4491

預金等の保護範囲

平成17年3月までは、当座預金、普通預金、別段預金については引き続き全額保護されます。

平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金(1)を除き、預金者一人当たり、1金融機関ごとに元本1千万円までとその利息が保護されます。

1 決済用預金とは「無利息、要求払い、決済サービスを提供

2)6029 財務省関東財務局 ☎048(600)1275

3)321 預金保険機構 ☎03(321

4)6029 財務省関東財務局 ☎048(600)1275

5)321 預金保険機構 ☎03(321

6)6029 財務省関東財務局 ☎048(600)1275

預金等の保護範囲

	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～	
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の条件を満たす決済用預金は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1千万円までとその利息等を保護 (1千万円を超える部分は、破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります)	
対象外商品	保護対象外 (破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます。 (一部カットされることがあります)		

税を考える週間 11月11日(木)～17日(水)

館林税務署
☎724373

国税庁では、平成16年度から「税を知る週間」から「税を考える週間」に改称しました。

本年度は、「高齢社会を支える税」をテーマとして税情報を提供するともに、「消費税法の改正」「国税電子申告・納税システム(e Tax)」を重点的に広報します。国を支える税について、ぜひこの機会に考えてみましょう。

高齢社会を支える税

経済社会の構造変化に対応するため、私たちもまた、税の果たす役割を理解し、税のあり方について真剣に考えていく必要があります。

消費税法の改正

消費税法の事業者免税点が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。

e Tax(イータックス)

自宅やオフィスでできる国税電子申告・納税システムを、ぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

いただくか、館林税務署へお尋ねください。

特別展示「からだ〜描出とフォルムの追求〜」

県立館林美術館
☎728188

内容 群馬県のコレクションにより「からだ」の表現に注目し、様々な作品をご紹介します。

日時 11月27日(土)～平成17年4月3日(日)

開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

場所 県立館林美術館

観覧料 一般200円、高校生100円、(20名以上は団体割引)

中学生以下および障害者手帳をお持ちのかたとその介護者1名は無料

休館日 1月10日、3月21日を除く月曜日、11月16日(火)～26日(金)、年末年始(12月27日(1月3日)～1月11日(火)、12日(水)、2月22日(火)、3月22日(火))

関連事業参加者募集

サンデー・ギャラリートーク

内容 展示作品を学芸員が解説

日時 11月28日(日) 午後2時～2時30分

対象 一般

場所 県立館林美術館展示室

参加方法 観覧券をお求めのうえ、直接会場にお集まりください。事前の申し込みは不要です。

商業・法人登記事務がコンピュータ化されます

前橋地方事務局館林出張所
☎723139

前橋地方事務局館林出張所では、館林市・明和町・板倉町の商業・法人登記事務を12月20日(月)からコンピュータにより処理することになりました。

これにより、従来の会社等の登記簿謄本・抄本に代わり「登記事項証明書」を代表者の資格証明書に代わり「代表者事項証明書」をそれぞれ発行することとなります。この手数料はそれぞれ1通1,000円(10枚まで)です。また、会社等の登記簿の閲覧制度はなくなり、これに代わるものとして「登記事項要約書」を発行することになります。手数料は1登記記録500円(5枚まで)です。

さらに「登記情報交換システム(商業・法人)」が導入され、同システムを導入している他の登記所が管轄する商業・法人についての登記事項証明書等を館林出張所で入手することができるようになります。

ただし、コンピュータへの移行作業を12月20日(月)から会社ごとに順次行うことから、すべての作業が完了するまでの間(平成17年4月11日(月)まで)従来どおりの処理を行うことがありま

すので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

